

京都市告示第487号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和5年12月15日から令和6年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料(指定袋により徴収するものに限る。)の徴収事務を委託します。

令和5年12月15日

京都市長 門川大作

1 名称

株式会社京都新聞折込サービスセンター

2 住所又は主たる事務所の所在地

京都市中京区東洞院通夷川上る三本木五丁目493番地

3 備考

京都市内48店舗に限る

(環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課)